

## (別紙) 特定事業の種類及び要件

分野	特定事業	要件
医療	二国間協定に基づく外国医師の業務解禁 〔通知、検討方針 1. (1)〕	別添

## 《凡例》

法 : 国家戦略特別区域法

通知 : 「日英医師相互開業に関する取りきめ」に基づく英国人医師の診療対象について（平成 27 年 1 月 29 日医政発 0129 第 8 号）

検討方針 : 国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針（平成 25 年 10 月 18 日日本経済再生本部決定）

※ 特定事業について法令等で個別に定められている要件として別添のシートにおいて記載する要件のほか、法第 7 条第 2 項において「国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者」を選定することとされていることを踏まえ、一般に、当該事業の確実な実施が見込めることを考慮し、選定を行います。また、各要件については、応募時点で具備するものに限らず、将来的に具備する予定であるものでもよいこととします。

(別添)

二国間協定に基づく外国医師の業務解禁

〔通知、検討方針 1. (1)〕

【要件】

- ①国家戦略特別区域内にある病院又は診療所であること。
- ②外国医師を受け入れ、当該外国医師により外国人一般に対して診療を行わせるため、二国間協定の締結又は変更を求めようとするものであること。